

指導等はホームページ又は電話にて完全予約制となります。来所の際は必ず会員証と会員証の入ったクリアファイルをご提示ください。

令和7年7月号より会報誌の配布が無くなります！

来年度より会報誌が春・夏・秋・冬(4月・7月・10月・1月頃)の年4回の発行に変更になります。

令和7年7月号(夏号)より会報誌は…

- ①LINEの登録をしてトーク画面より見る
 - ②ホームページで見る
 - ③有料で郵送の申し込み(年間の送料¥1,000)
 - ④事務局に取りに来る
- の4パターンでのご案内となります。
- ※③郵送を希望される方は事前申し込みが必要です！
- 郵送を希望される方は、別紙の申込書を記入のうえご提出をお願いいたします。
お申込みが無い場合は配布されませんのでご注意ください。



一般社団法人
保土ヶ谷青色申告会
 〒240-0044
 保土ヶ谷区仏向町154-2
 ゴトビル2F
 TEL 045-442-7201
 FAX 045-442-7251
 発行人 小川 潔
 編集 事業厚生委員会

会報をLINE・ホームページで見する方法

LINEの登録・見方

1. 写真アプリなどで右記のQRコードを読み込む。
2. 友達に追加をする。
3. トーク画面の左下の「青申会報」をタップ。
4. 見たい号をクリックする



ホームページからの見方

1. 「保土ヶ谷青色申告会」のホームページを表示する。
2. 画面左下に「会報」という項目があるのでクリックをする。
3. 見たい号をクリックする。

確定申告などの指導は予約制です

申告会での確定申告指導や年末調整指導は全て予約制となります。

前日までにご予約の上、ご来所ください。ご理解とご協力をお願い致します。※詳細は3ページをご覧ください。

土地・建物等を売却した方は、税務署でご相談のうえ「譲渡所得の内訳書」を作成してください。

『譲渡所得の内訳書』を作成した方
 「譲渡所得の内訳書」が作成済みなので、他の所得と合わせて申告会で申告書を提出することができます。

『譲渡所得の内訳書』の作成がまだの方
 譲渡所得以外の部分の指導はできますが、「譲渡所得の内訳書」については税務署の作成会場でご相談ください。(譲渡所得以外の所得と合算して申告します。)

※株式や配当所得、寄附金税額控除等は、申告するかしないか(住民税も含め)ご自身で決定し、必要な書類をご用意いただいた上で、申告する場合は令和6年12月26日(木)迄に来所して指導を受けてください。

税制改正の詳細については国税庁ホームページをご確認ください。

【年末調整(源泉税)】納期限:1月20日(月)まで 必ず期限内に手続きしてください!

専従者・従業員等に給与を支払っている事業主は年末調整を行い、納税額が0円でも納付書の提出が必要です。区役所などへ給与支払報告書を1月31日(金)までに提出してください。1月20日(月)までは申告会で提出できます。

年末調整指導会日程 ※土・日・祝日を除く	予約開始日時
12月16日(月)~12月26日(木)	現在 予約受付中
1月 6日(月)~ 1月20日(月)	12月2日(月) 9時

※1月20日(月)までは年末調整(給与源泉)の指導が優先となりますが、確定申告の指導も出来ます。また、1月21日(火)以降、年末調整の指導は出来ません。

お持ちいただくもの(個人番号など分かるところは記入してください。)	<input checked="" type="checkbox"/>
① 会員証と会員証の入ったクリアファイル	<input type="checkbox"/>
② 源泉徴収簿 (支払日・支給額・算出税額等記入してください。)	<input type="checkbox"/>
③ 税務署から送付された納付書 と 前期分(1月~6月)の納付書控	<input type="checkbox"/>
④ 横浜市特別徴収センターまたは市区町村より送付された給与支払報告書(横浜市はピンクの紙)	<input type="checkbox"/>
⑤ 扶養控除申告書 (扶養家族の給与や年金の収入等が分かるものをお持ちください。)	<input type="checkbox"/>
⑥ 生命保険料、地震保険料、小規模共済、国民年金などの控除証明書	<input type="checkbox"/>
⑦ 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等支払金額の確認できるもの	<input type="checkbox"/>

記入例 事業主 和田 太郎 専従者 和田 花子(S55. 5. 5)扶養親族0人
 給与 1月~12月 毎月20日 10万円 源泉税 月額720円
 賞与 6月20日、 12月20日 各10万円 源泉税 各4,084円

控除 生命保険(一般・旧契約) 年額10万円、控除額5万円
 生命保険(介護/医療) 年額 3万円、控除額2.5万円
 生命保険(個人年金・新契約) 年額10万円、控除額4万円

令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿	記入例
支払日 1月20日 100,000	支払日 2月20日 100,000
支払日 3月20日 100,000	支払日 4月20日 100,000
支払日 5月20日 100,000	支払日 6月20日 100,000
支払日 7月20日 100,000	支払日 8月20日 100,000
支払日 9月20日 100,000	支払日 10月20日 100,000
支払日 11月20日 100,000	支払日 12月20日 100,000
計 1,200,000	計 1,200,000
源泉税 3,600	源泉税 3,600

給与支払報告書(個人別明細書)
支払日 1月20日 100,000
支払日 2月20日 100,000
支払日 3月20日 100,000
支払日 4月20日 100,000
支払日 5月20日 100,000
支払日 6月20日 100,000
支払日 7月20日 100,000
支払日 8月20日 100,000
支払日 9月20日 100,000
支払日 10月20日 100,000
支払日 11月20日 100,000
支払日 12月20日 100,000
計 1,200,000
源泉税 3,600

令和6年は定額減税を適用して年末調整を行います。1月~6月で源泉を納めているの方で、年末調整時に前期で納めた源泉額より最終的な源泉額が少なくなる方は、残存過納額明細書にて返金手続きが必要です。返金先の口座が分かる状態でご来所ください。

国税庁 給与所得に対する源泉徴収簿(納付書) 領収済通知書

納税区分: 32399 016 保土ヶ谷 税別 000031953 1110

納税額: 3,600

源泉税: 3,600

延滞税: 0

合計額: 3,600

住所: 神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町154-2

氏名: 和田 太郎

令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿(個人別明細書)

支払日 1月20日 100,000

支払日 2月20日 100,000

支払日 3月20日 100,000

支払日 4月20日 100,000

支払日 5月20日 100,000

支払日 6月20日 100,000

支払日 7月20日 100,000

支払日 8月20日 100,000

支払日 9月20日 100,000

支払日 10月20日 100,000

支払日 11月20日 100,000

支払日 12月20日 100,000

計 1,200,000

源泉税 3,600

延滞税 0

合計額 3,600

住所: 神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町154-2

氏名: 和田 太郎

確定申告指導会の予約について

通常の指導と予約開始日が異なります。下記日程表を確認の上ご予約ください。

確定申告に関する質問・相談・確認は年内中にお願ひします。

申告時のご相談は、問い合わせや確認に時間が掛かったり、資料が不足して確認ができなかったり、1回で申告が終了せず、後日再来所していただくことが多くあります。
確定申告で聞きたいこと、確認したいことは、確定申告を待たずに申告会へお問い合わせください。

日程表

(土・日・祝日を除く)

【所得税】 期限：3月17日(月)迄	予約開始日
1月 6日(月)～2月28日(金)	12月 2日(月)
2月16日(日)・2月23日(日)	
3月 3日(月)～3月17日(月)	2月 3日(月)
【消費税】 期限：3月31日(月)迄	予約開始日
3月18日(火)～3月31日(月)	12月 2日(月)

各自の予約日時

予約日時を記入してご利用ください

令和7年 月 日 () 午前・午後 時

開始10分前までにお越しください

注意事項

- ・会員1名につき1日1回50分の予約になります。一度に複数日・複数回の予約は出来ません。会員が複数名の場合、事業主名で会員ごとに別枠で予約をお願いします。なお、職員の指名は出来ません。
 - ・予約のない方の指導は出来ません。必ず事前に予約を取り、ご来所ください
 - ・50分で指導が終了しなくても時間延長はありません。指導終了後に次回の予約をすることができますが、申告期限間近は予約が取れない場合があります。
 - ・1度で申告が終了するように年内中に記帳指導等をお受けください。
 - ・ご希望の日時に予約が取れないこともあります。特に申告期限が近づく3月は予約が集中します。早い時期のご予約、ご来所をお願い致します。
 - ・1月6日(月)から確定申告指導が受けられます。
 - ・1月20日(月)までは年末調整(給与・源泉)指導が優先となります。納期限を過ぎた1月21日(火)以降、年末調整指導はできません。納期限内にご来所ください。
 - ・感染症や自然災害、交通機関の乱れ等により指導員がやむを得ず欠勤等した時は、予約時間通りに指導できない場合もあります。予約は開始時刻を確約したものではありません。
-
- ・事務所は午前8時45分頃(準備出来次第)開場します。開場前は入室できません。
 - ・予約時間の15分前から入室できます。受付で会員証をご提示ください。
 - ・遅刻や忘れ物にご注意ください！遅刻により予約時間に遅れた場合や忘れ物があっても指導時間の延長は出来ません。遅れた分だけ指導時間が短くなります。
 - ・予約時間に来所されず、連絡もない時は、予約を無効とする場合もあります。

予約
受付

①オンライン予約 パソコン・スマホ
前日の午後3時まで
ホームページ・LINEから
予約用QRコードから→→→



②電話予約 045-442-7201
午前9時～12時 午後1時～5時
※必ず会員名でご予約ください。

来所の際は必ず会員証と会員証の入ったクリアファイルをご提示ください。

国税庁からのお知らせ

令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行いません

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)されるすべての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxをご利用ください

申告書等をe-taxにより、提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。
詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



申告漏れがあった場合には・・・

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

改正内容 帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税(過少申告加算税・無申告加算税)の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。
(例)申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ&A

会員紹介



横浜ユニバーサル大道芸 ピエロのラッキー

お祭りでピエロや大道芸人を探してる方や、大道芸・南京玉すだれの講師を探している方は是非ご連絡ください!!

格安・相談!! ピエロ・ジャグリング・南京玉すだれ・バルーン等 大道芸予約受付中! 子どもから大人まで対応できます!!

*俳優・アイドル・タレントさんの講師やテレビ番組出演多数!

*Youtube → 「大和南京玉すだれ演芸の会」

※ピエロやジャグリング・南京玉すだれの動画に出ています。

*令和6年soraパフォーマンス審査員

TEL:090-4527-9714

横浜ユニバーサル大道芸 産業ナビ [検索](#)

会報誌やホームページで事業の紹介を無料でしませんか? お問い合わせは事務局まで。

記帳の質問は12月中にご来所ください!

決算書を作成する前のチェックポイント!		<input checked="" type="checkbox"/>
<p>* <u>チェックが付かないところは誤りです</u>。訂正してください。</p> <p>* 分からないことは年内に申告会へお問い合わせください。</p>		
売上	実際に代金を受け取ってなくても、年内に金額が確定しているので売上計上してある。 (所得税が源泉徴収される前の金額で売上計上。)	<input type="checkbox"/>
	飲食業などで商品を事業主が食べたり、事業で使った場合等には家事消費を計上してある。 (通常販売価格の70%又は仕入金額のいずれか多い金額。)	<input type="checkbox"/>
	給付金や支援金、助成金を雑収入に計上してある。	<input type="checkbox"/>
	契約等で年内に受け取るになっている未収の家賃も賃貸料に計上してある。	<input type="checkbox"/>
	預かり敷金のうち、入居者退去などで返還不要となった部分を其他収入に計上してある。	<input type="checkbox"/>
仕入	納品を受けているものは代金が未払いでも仕入計上してある。	<input type="checkbox"/>
	12月31日に売れ残っている商品などを数え、棚卸表(数量×最終仕入原価)を作成してある。	<input type="checkbox"/>
経費	個人事業税や税込経理の場合の消費税を租税公課にしてある。 (所得税・住民税・健康保険料・罰金などは経費になりません。)	<input type="checkbox"/>
	固定資産税・水道光熱費・通信費・車両関係費などの家事関連費を按分してある。 (事業でも家計でも使っている場合、家計分を合理的に計算し、経費から除きます。)	<input type="checkbox"/>
	車などのローンの分割手数料や支払利息を利子割引料としている。 (元本部分の支払は経費に計上できませんが、取得価額を減価償却費で経費計上します。)	<input type="checkbox"/>
	10万円以上の備品などを減価償却してある。 (10万円以上の買い物をした方は年内に申告会で指導を受けて下さい。)	<input type="checkbox"/>
	修繕のうち資産価値を高める改修工事等を減価償却してある。 (使用可能期間が延長する改修工事等は経費にできません。年内に申告会で指導を受けて下さい。)	<input type="checkbox"/>
	損害保険料のうち保険期間1年を超える火災・地震保険料などは期間按分している。 (2年払や3年払の火災保険料でも月割り計算して損害保険料に計上します。)	<input type="checkbox"/>
	専従者給与は届出書に記載の範囲内で実際に支払った金額を経費計上してある。	<input type="checkbox"/>
他	現金・普通預金・売掛金・買掛金・未払金の帳簿残高と通帳残高や請求書金額等と合っている。	<input type="checkbox"/>

* 分からないことは年内に申告会へお問い合わせください。

<p>お知らせください!</p> <p>転居や廃業をされた方、変更のある方は事務局までご連絡ください。税務署への届出も事務局でお手続きができます。退会をご希望の方は退会届をご提出いただかないと会費が掛かります。</p> <p>指導受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 午後5時</p> <p>※土日・祝日は休み 業務終了</p>	<p>12月の行事</p> <p>2日(月)～13日(金) 土・日・祝日を除く 決算準備指導会</p> <p>16日(月)～1月20日(月) 土・日・祝日 年末調整指導会</p>	<p>年末年始休みのお知らせ</p> <p>12月27日(金)より1月5日(日)まで 事務局はお休みします。 1月6日(月)より通常営業。</p>
<p>謹んでご冥福をお祈りいたします。</p> <p>令和六年</p> <p>照屋 秀雄(事業主) 防水業 二月二十一日 七十一才 瀬谷区 芝本 利重(事業主) 不動産貸付業 七月十二日 九十二才 瀬谷区</p> <p>☆事業主・配偶者・専従者が亡くなられた時に会より弔慰金が給付されます。お近くの班長または事務局まで早急にご連絡ください。</p>		

令和7年度 給与支払報告書の提出について

横浜市からのお知らせ

給与支払報告書の作成・提出の際は、次の点にご留意ください。

- 給与支払報告書は、**令和7年1月31日**までに提出してください(早期提出にご協力をお願いいたします)。
- 給与支払報告書の**カナ氏名、住所、生年月日、マイナンバー**は必ず記載してください。
- なるべく**電子申告(eLTAX)にて給与支払報告書を提出**してください。**eLTAXにて提出される場合**、提出先市区町村コードは、各区のコードではなく、**横浜市のコード「141003」**を使用してください。
- 横浜市では総括表の「**納入書の送付**」欄の記載内容にかかわらず、これまでの納入の方法に合わせて納付書の送付を決定しています。

eLTAXで給与支払報告書を提出した場合、特別徴収税額決定(変更)通知書を電子データで受取ることができます。上記に記載した以外の注意点も含め、詳細は、国税庁が作成している「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」及び横浜市特別徴収センターのウェブサイトにある「給与支払報告書等の提出の手引き」をご確認ください。

国税庁 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引



横浜市 給与支払報告書



【提出先・問い合わせ先】

横浜市特別徴収センター(財政局法人課税課)

〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階 電話 045(671)4471

受付時間: 8時45分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

横浜市 特別徴収



eLTAXを使用し、自宅や職場から全ての地方公共団体へ、一括で電子納付することができます。

納付方法: インターネットバンキング、クレジットカード、ダイレクト納付、ATM

横浜市の対象税目: 個人市民税・県民税・森林環境税(特別徴収)、個人市民税・県民税(退職所得)、法人市民税、事業所税

※地方税お支払サイトでは、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)が納付できます。

エルタック



お得な情報!

知っていますか? もう加入していますか? そなえて安心! 得しながら将来の準備を始めましょう

お得その1【小規模企業共済】

個人事業主の退職金制度(事業廃止後の生活安定資金を準備)

掛金全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)所得税および住民税を軽減し節税に!

加入時の年齢制限はありません。

お得その2【国民年金基金】 国民年金保険料を納付している20歳~65歳の方

将来受け取る年金に上乗せする公的年金制度で生きている限り受け取れる終身年金

(将来の生活安定資金を準備)

掛金の全額が所得控除(社会保険料控除)で所得税および住民税を軽減し節税に!



上記のお得な情報含め、
その他のお得な情報もあります!
是非ご覧ください!!



お問い合わせ、申し込み等は保土ヶ谷青色申告会へ

次回の会報の発行は1月です

会員増強にご協力を! 開業された方やご入会されていない個人事業主の方をご紹介ください。粗品進呈!